# アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-124

中国自動車販売管理弁法

弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所

2017年6月19日(月)

# 自動車販売管理弁法

2017年4月5日商務部令2017年第1号により発布 同年7月1日施行

目次

第1章 総則

第2章 販売行為規範

第3章 販売市場秩序

第4章 監督・管理

第5章 法律責任

第6章 附則

# 第1章 総則

- 第1条 自動車市場の健全な発展を促進し、公平かつ公正な市場秩序を維持・保護し、かつ、消費者の適法な権益を保護するため、国の関係する法律及び行政法規に基づき、この弁法を制定する。
- 第2条 中華人民共和国国内において自動車販売及びその関連サービス活動に従事 する場合には、この弁法を適用する。
- 2 自動車販売及びその関連サービス活動に従事する場合には、適法、自由意思、公 平及び信義誠実の原則を遵守してそれによらなければならない。
- 第3条 この弁法において「自動車」とは、「自動車及びトレーラー類型の用語及び 定義」(GB/T3730.1)に定義された自動車であって、かつ、国内において登録登記 手続をしていない新車をいう。
- 第4条 国は、共同享有型の、節約型の、及び社会化された自動車販売及びアフターサービス・ネットワークの発展、都市・農村一体の自動車販売及びアフターサービス・ネットワーク建設の加速、新エネルギー自動車販売及びアフターサービス・ネットワーク建設の強化並びに自動車流通モデルのイノベーションの推進を奨励する。
- 第5条 国内において自動車を販売するサプライヤー又はディーラーは、自動車販売及びアフターサービス体系を確立して完全化し、相応する付属品供給を保証し、適時かつ効果的なアフターサービスを提供し、家庭用自動車製品の「三包」及びリコール等の規定を厳格に遵守し、消費者の適法な権益を確保しなければならない。
- 第6条 この弁法において「サプライヤー」とは、ディーラーのために自動車資源 を提供する国内生産企業又は国内生産企業による販売段階権益の譲渡を受け、かつ、 ディストリビューションを行う経営者及び国外から自動車を輸入する経営者をい う。
- 2 この弁法において「ディーラー」とは、自動車資源を取得し、かつ、販売を行う 経営者をいう。

- 3 この弁法において「アフターサービス商」とは、自動車の販売後に自動車の維持・ 保護及び修理等のサービス活動を提供する経営者をいう。
- 第7条 国務院の商務主管部門は、全国の自動車販売及びその関連サービス活動の 政策・規則の制定につき責任を負い、地方商務主管部門の監督・管理業務について 指導、調整及び監督を行う。
- 2 県級以上の地方商務主管部門は、この弁法により、当該行政区域内の自動車販売 及びその関連サービス活動について監督・管理を行う。
- 第8条 自動車業種協会又は商工会議所は、業種規範を制定し、情報コンサルティング及び宣伝養成・訓練等のサービスを提供し、業種モニタリング及び事前警告分析を展開し、業種自己規律を強化しなければならない。

# 第2章 販売行為規範

- 第9条 サプライヤー又はディーラーは、自動車、付属品その他の関連製品を販売する場合には、国の関係する規定及び標準に適合しなければならず、国の法律又は法規が取引を禁止する製品を販売してはならない。
- 第10条 ディーラーは、経営場所において適切な形式により自動車、付属品その他の関連製品を販売する価格及び各種サービス費用収受標準を明示しなければならず、表示価格のほか、価格を加えて販売し、又は枠外費用を収受してはならない。
- 第11条 ディーラーは、経営場所において販売する自動車製品の品質保証、修理保証サービス及び消費者が知る必要のあるその他のアフターサービス政策を明示しなければならない。家庭用自動車製品を販売するディーラーは、更に経営場所において家庭用自動車製品の「三包」情報を明示しなければならない。
- 第12条 ディーラーは、サプライヤーの販売授権を経ていない自動車又は国外の自動車生産企業の販売授権を経ていない輸入自動車を販売する場合には、書面により消費者に対し注意喚起及び説明をし、かつ、書面により消費者に対し関連責任を引き受ける主体を告知しなければならない。
- 2 サプライヤーの授権を経ておらず、又は授権が終了した場合には、ディーラーは、 サプライヤーが自動車販売を授権したという名目により経営活動に従事してはな らない。
- 第13条 アフターサービス商は、消費者に対しアフターサービスの技術、品質及び サービス規範を明示しなければならない。
- 第14条 サプライヤー又はディーラーは、消費者の戸籍所在地を限定してはならず、かつ、消費者に対し自動車付属品、用品、金融、保険及び救援等の製品のプロバイダー及びアフターサービス商を限定してはならない。ただし、家庭用自動車製品の「三包」サービス及びリコール等についてサプライヤーが費用を負担する際に使用する付属品及びサービスを除く。
- 2 ディーラーは、自動車を販売する際には、消費者に対し保険の購入を強制し、又は消費者のために車両登録登記手続を代理する等のサービスの提供を強制してはならない(編注:原文に忠実に訳したが、「提供」は「提供の受入れ」即ち「提供を受けること」を意味していると思われる。)。
- 第15条 ディーラーは、消費者に対し自動車を販売する際には、消費者の有効な身分証明を確認して登記し、販売契約を締結し、かつ、ありのままに販売インボイスを発行しなければならない。
- 第16条 サプライヤー又はディーラーは、自動車を引き渡すのと同時に次の自動車 に随伴する証憑及び文書を交付し、かつ、車両配置表記が実物配置と一致する旨を

保証しなければならない。

- (1) 国産自動車の機動車完成車工場出荷合格証
- (2) 国産シャーシーを使用して改装した自動車の機動車シャーシー工場出荷合格証
- (3) 輸入自動車の貨物輸入証明及び輸入機動車検査証明等の資料
- (4) 車両一致性証書又は輸入自動車製品特殊認証モデル検査報告
- (5) 製品の中文使用説明書
- (6) 製品修理保証及びメンテナンス保守マニュアル
- (7) 家庭用自動車製品「三包」証憑
- 第17条 ディーラー又はアフターサービス商は、付属品を販売し、又は提供する場合には、ありのままに原工場付属品、品質相当付属品、再製造品又は回収使用品等を表示し、メーカー(輸入製品については、輸入商とする。)、生産日及び適用車種等の情報を明示しなければならない。消費者に対し原工場付属品以外のその他の付属品を販売し、又は提供する際には、注意喚起及び説明をしなければならない。
- 2 国家強制性製品認証目録に組み入れられた付属品については、国家強制性製品認証を取得し、かつ、認証標識を施した後に限り、販売し、又はアフターサービス経営活動において使用することができる。ただし、国の関係規定により国家強制性製品認証の免除の取扱いが許可されるものを除く。
- 3 この弁法において「原工場付属品」とは、自動車メーカーが提供し、又は承認し、 自動車メーカー・ブランド又はその承認ブランドを使用し、車両組付部品規格及び 製品標準に従い製造した部品をいう。
- 4 この弁法において「品質相当付属品」とは、自動車メーカーの承認を経ておらず、 付属品メーカーが生産し、かつ、性能及び品質が原工場付属品の関連技術標準要求 に到達した部品をいう。
- 5 この弁法において「再製造品」とは、中古自動車部品が再製造技術又は工程による生産を経た後に、性能及び品質が原モデル新品要求に到達した部品をいう。
- 6 この弁法において「回収使用品」とは、廃棄処分自動車から取り外し、又はメン テナンス車両において取り替えた継続使用が可能な部品をいう。
- 第18条 サプライヤー又はディーラーは、消費者苦情申立制度を確立して健全化し、 消費者の苦情申立てを受理する具体的な部門及び人員を明確にし、かつ、消費者に 対し苦情申立てルートを明示しなければならない。苦情申立ての受理、転送及び処 理状況については、苦情申立てを接受した日から7業務日内に苦情を申し立てた消 費者に通知しなければならない。

# 第3章 販売市場秩序

- 第19条 サプライヤーがディーラーに対する授権方式を採用して自動車を販売する場合には、授権期間(店舗建設期間を含まない。)は一般に各回につき3年を下回らず、初回の授権期間は一般に5年を下回らない。双方が協議して合意した場合には、授権契約を期限前に解除することができる。
- 第20条 サプライヤーは、ディーラーに対し相応するマーケティング、宣伝、アフターサービス及び技術サービス等の業務養成・訓練及び技術的サポートを提供しなければならない。
- 2 サプライヤー又はディーラーは、当該企業のウェブサイト又は経営場所において 自己と協力するアフターサービス商の名簿を公示しなければならない。
- 第21条 サプライヤーは、付属品メーカー(輸入製品については、輸入商とする。) の販売対象を制限してはならず、ディーラー又はアフターサービス商による付属品

- の転売を制限してはならない。ただし、関係する法律・法規・規則及びそれに付帯 する規範性文書に別段の定めのあるものを除く。
- 2 サプライヤーは、遅滞なく社会に対し生産を停止し、又は販売を停止した車種を 公布し、かつ、その後少なくとも 10 年までの付属品の供給及び相応するアフター サービスを保証しなければならない。
- 第22条 契約の約定に違反していないのにサプライヤーにより授権を解除された場合には、ディーラーは、サプライヤーに対し双方が承認した第三者評価機構の評価価格を下回らない基準により自己の販売、検査・測定及びメンテナンス等の施設・設備を買い上げ、かつ、関連する在庫車両及び付属品を買い戻すよう要求する権利を有する。
- 第23条 サプライヤーは、変更が生じた場合には、関連事項を適切に処理し、ディーラー及び消費者の適法な権益を確保しなければならない。
- 2 ディーラーは、サプライヤーの製品を経営しなくなった場合には、顧客、車両資料及びメンテナンス歴史記録を授権契約が終了した後 30 日内にサプライヤーに移転しなければならず、サプライヤーのブランド・イメージを損なう行為を実施してはならない。家庭用自動車製品のディーラーは、サプライヤーの製品を経営しなくなった場合には、遅滞なく消費者に通知し、サプライヤーの協力の下に「三包」責任を引き受けるディーラーを変更しなければならない。サプライヤー及び「三包」責任を引き受けるディーラーは、消費者のために相応するアフターサービスの提供を継続する旨を保証しなければならない。
- 第24条 サプライヤーは、ディーラーに対し当該企業のブランド自動車のために単独展示区を設立し、経営上の必要及びブランド・イメージの維持・保護の基本機能を満たすよう要求することができる。ただし、ディーラーに対し次の行為を実施してはならない。
  - (1) 販売及びアフターサービス等の機能を同時に具備するよう要求する行為
  - (2) 完成車若しくは付属品の在庫の品種若しくは数量を定め、又は自動車販売数量を定める行為。ただし、双方が授権契約を締結し、又は契約期間を延長する際に、当該内容について書面により合意を達成した場合を除く。
  - (3) その他のサプライヤーの商品の経営を制限する行為
  - (4) その他のサプライヤーの自動車のために付属品その他のアフターサービスを提供するのを制限する行為
  - (5) 自動車サプライヤーの名義により実施する広告及びモーター・ショー等の宣伝・推進費用を負担するよう要求し、又は広告宣伝の方式及びメディアを限定する行為
  - (6) 不合理な経営場所の面積、建築物の構造並びに有償設計単位、建築単位、建築 材料、通用設備及び事務取扱施設のブランド又はサプライヤーを限定する行為
  - (7) 購入を注文していない自動車、付属品その他商品を抱き合わせて販売する行為
  - (8) ディーラーの人的資源及び財務管理並びにディーラーの自主的経営範囲内に属するその他の活動に干渉する行為
  - (9) 当該企業の自動車製品のディーラーの間における相互転売を制限する行為
- 第25条 サプライヤーは、マーケティング奨励等の商務政策を制定し、又は実施する場合には、公平、公正及び透明の原則を遵守してそれによらなければならない。
- 2 サプライヤーは、ディーラーに対し商務政策の主要内容を明確にしなければならない。臨時的商務政策については、双方が約定した方式により事前に告知しなければならない。授権を解除されたディーラーについては、ディーラーが授権期間にお

- いて有すべき権益を維持・保護しなければならず、販売利益返還を拒絶し、又はその支払いを遅延してはならない。
- 第26条 双方の契約に別段の約定のある場合を除き、サプライヤーは、ディーラー が販売授権を取得した区域内において消費者に対し直接に自動車を販売してはな らない。

### 第4章 監督・管理

- 第27条 サプライヤー又はディーラーは、営業許可証を取得した日から90日内において国務院の商務主管部門の全国自動車流通情報管理システムを通じて基本情報をファイリングしなければならない。サプライヤー又はディーラーがファイリングした基本情報につき変更が生じた場合には、情報変更の日から30日内に情報の更新を完了しなければならない。
- 2 この弁法の実施前に既に設立されているサプライヤー又はディーラーは、この弁 法実施の日から 90 日内に、前項の規定に従い基本情報をファイリングしなければ ならない。
- 3 サプライヤー又はディーラーは、国務院の商務主管部門の要求に従い、遅滞なく 全国自動車流通情報管理システムを通じて自動車販売数量及び種類等の情報を報 告・送付しなければならない。
- 第28条 ディーラーは、自動車販売及びユーザー等の情報档案を確立し、当該区域の販売動態、ユーザーの要求その他の関連情報を正確かつ適時に反映しなければならない。自動車 販売及びユーザー等の情報档案の保存期間は、10年を下回ってはならない。
- 第29条 県級以上の地方商務主管部門は、職責により、「2つの要件により構成されるランダム」方法を採用して自動車販売及びその関連サービス活動について日常的監督・検査を実施しなければならない。
- 2 監督・検査については、次の措置を講ずることができる。
  - (1) サプライヤー又はディーラーが経営活動に従事する場所に立ち入ってオンサイト検査を行うこと。
  - (2) 監督・検査事項と関係する単位及び個人に質問し、それらの者に対し状況を説明するよう要求すること。
  - (3) 関係する文書又は資料を調査・閲覧し、又は複製し、関連データ情報システムを検査し、及び関連情報データを複製すること。
  - (4) 国の関係規定により講ずるその他の措置
- 第30条 県級以上の地方商務主管部門は、関係部門とともに企業信用記録を確立し、 全国統一の信用情報共同享有交換プラットフォームに組み入れなければならない。 サプライヤー又はディーラーの関係する法令違反行為について法により処理決定 をした場合には、信用档案に入力し、かつ、遅滞なく社会に対し公布しなければならない。
- 第31条 サプライヤー又はディーラーは、政府の関係部門が密輸、窃取・奪取及び不法組立て等の嫌疑車両調査を展開するのに協力し、車両関連情報を提供しなければならない。

## 第5章 法律責任

第32条 第10条、第12条、第14条、第17条第1項、第21条、第23条第2項、 第24条、第25条又は第26条の関係規定に違反した場合には、県級以上の地方商 務主管部門が是正するよう命ずるものとし、かつ、警告又は3万元以下の罰金を科すことができる。

- 第33条 第11条、第15条、第18条、第20条第2項、第27条又は第28条の関係 規定に違反した場合には、県級以上の地方商務主管部門が是正するよう命ずるもの とし、かつ、警告又は1万元以下の罰金を科すことができる。
- 第34条 県級以上の商務主管部門の業務人員が自動車販売及びその関連サービス活動の監督・管理業務において職権を濫用し、職務を懈怠し、又は私情にとわられて不正行為をした場合には、法により処分を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

#### 第6章 附則

- 第35条 省級商務主管部門は、当該地区の実情を考慮してこの弁法の実施細則を制定することができ、かつ、国務院の商務主管部門に報告してファイリングする。
- 第36条 サプライヤーは、並行輸入方式を通じて自動車を輸入する場合には、並行輸入の関連規定に従い取り扱う。
- 第37条 この弁法は、2017年7月1日からこれを施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長:萩野敦司 副会長;広瀬元康 事務局長:森啓太)

